

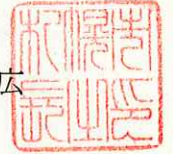


札幌市告示第7号

札幌市「フレッシュスタート塾事業運営業務」に係る公募型企画提案について、下記のとおり告示する。

平成29年（2017年）1月4日

札幌市長 秋元克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市経済観光局雇用推進部人材育成担当課
電話（011）211-2368

2 契約に関する事項

(1) 業務名

フレッシュスタート塾事業運営業務

(2) 業務内容

受託者は、新卒未就職者等を対象に、1か月間の座学研修及び3か月間の有給の職場実習を通じて、市内企業への早期の正社員としての就職を支援する。

詳細は、[フレッシュスタート塾事業運営業務企画提案仕様書]による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成29年11月30日（木）まで

(4) 契約に至るまでの方法

ア 企画提案参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 書類審査の実施（企画提案書の提出者が7者以上の場合）

ウ 企画提案書のプレゼンテーションの実施

エ 選考委員会による審査

オ 上記エの審査で、上位3者を受託予定者として選定

カ 上記オの受託予定者3者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、プロポーザルの応募方法及び提出書類の詳細については、[フレッシュスタート塾事業運営業務企画提案実施要領]及び[フレッシュスタート塾事業運営業務企画提案仕様書]による。

(5) 本事業は札幌市議会において平成29年度予算案が可決された場合に執行する。

3 参加資格

(1) 応募者の範囲

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人（以下「団体等」という。）とする。

(2) 応募者の条件

次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

- ア 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有しているもの
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの
- ウ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- エ 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者であるもの
- オ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの
- カ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの
- キ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされているもの（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの
- ケ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しないもの
- コ 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しないもの
- サ 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

(3) 共同企業体（JV）の参加について

複数企業による共同企業体（JV）での応募は認めない。

4 事業者向け説明会

事業に関する事業者向け説明会を、次のとおり開催する。

なお、説明会への参加は応募の必須条件ではない。

(1) 日時

以下、2回実施する。なお、内容は2回とも全く同じ内容である。

- ア 1回目：平成29年1月10日（火）午前10時00分から10時30分まで
- イ 2回目：平成29年1月10日（火）午前11時30分から12時00分まで

(2) 場所

札幌市役所本庁舎地下1階第4号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(3) 説明会出席者数

一団体等につき2人までとする。

5 仕様書等の取得方法

札幌市ホームページに公開する。また、上記4の説明会にて配布する。説明会終了後は、上記1の担当部局にて配布する。